

法人税（簡素式）

N o	納税者	課税対象所得	控除対象所得	課税対象所得から控除される経費	課税対象所得の確定	税率	軽減・免除	申告期間	納付期間
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1	モンゴル国内に常在する納税者 1.1.モンゴル国法に基づいて創立された法人 1.2.監督機関がモンゴル国内に駐在する外国法人	1. 主生産、事業、サービス及び複生産、事業、サービスによる売上 2. 他者から無料で受けた商品、事業、サービスによる所得 3. 無形資産販売による収益 4. 技術、管理及びコンサルサービスやその他サービスによる所得 5. 契約上義務の不履行者から支払われる利息、罰金及び損害賠償金による所得 6. 外国為替レートの変動による所得 7. 動産、不動産の賃貸所得	1. 国債利子 2. 組合員の商品を仲介販売による組合の価額差額所得	1. 材料、原材料、主副材料、半製品、暖房・水・電気・燃料、部品、包装材等の各種材料費 2. 社会及び健康保険料、個人所得税後の給与、基本給又は手当 3. 健康及び社会保険料 4. 従業員へ給与、奨励金、家賃・交通・給食・燃料の手当 5. 固定資産減価償却費 6. 維持管理費（不動産の場合、残存価額の2%、その他の資産の場合5%を超過しない程度） 7. 貸付金利 8. 外国為替レートの実損額 9. 委託費 10. 賃貸料 11. 金融リース料の利子 12. 購読費 13. 強制保険料；任意保険料（委任保険料の総額は課税対象所得の15%を超過しない） 14. 予算納入するよう申告した特別税、不動産及び超過利潤税、固定資産外輸入品、材料、原材料の関税、車両税、土地税又は天然資源使用料 15. 貯金、貸付業務を営む組合の貸付リスクファンド、その他の業務を営む組合の貸倒引当金 16. 銀行、ノン・バンクの貸倒引当金 / 普通貸付残金に相当する資産は無関係/ 17. 宣伝・広報費 18. 従業員研修及び再研修の実費； 19. 出張費（国家公務員の出張費の2倍を超過しない） 20. 種子、肥料、飼料、薬物及び植物保全活動費 21. 輸送費 22. 低額の消耗品購入費 23. 安全作業費 24. 通信、事務処理、掃除及びセキュリティ費 25. 災害防止に関する法律の第4.1.10に規定した災害による損失の賠償金 26. 商品及び材料の普通償却 27. 地下資源に関する法律の第38.1.8、39.1.9に指定された自然環境の修復の準備金	(C列-D列-E列) 課税対象所得-控除対象所得-控除対象経費	0-30億Tg未満の年間課税対象所得に対し10%、30億Tg以上の課税対象所得を得た場合、300,0百万Tgに30億Tgを超えた所得分の25%に相当する金額を不足。	1. 穀物、ジャガイモ、野菜、ミルク、果実、飼料植物を栽培あるいは生産した法人の当該製品による所得を50% 2. モンゴル国の重点分野に2007年1月1日以後に投資をした場合、その投資の10%に相当する税金の軽減を行う 3. 労働力の50%以上を失った身体障害者が従事する企業に対し、総従業員に対する身体障害者の割合で計算し、軽減する	四半期の申告書は翌年度の2月10日までに、年未申告書は翌年度の2月10日までに、年未申告書の最初月の20日までに	毎月の25日まで
		8. 株や有価証券の売却による所得 9. 動産の売却所得 10. 宝くじ、遊興及び籤引による所得 11. 使用手数料所得 12. 配当金 13. 権利譲渡所得 14. 利子所得 15. わいせつ出版物、本および録音の販売およびレンタルによる所得、あるいはわいせつ公演からの所得； 16. 不動産売却所得	控除対象所得なし	8. 株購入資産 9. 資産の残存価額 10. 収入を得るための支出、懸物として与えた金品	総所得額	40 10 10 30 10 40 2	軽減なし	毎月の25日まで 源泉徴収者が徴収し、平日7日以内 毎月の25日まで 源泉徴収者が販売後平日10日以内	
2	モンゴル国内に常在しない納税者 2.1. 駐在事務所を通してモンゴル国内に活動する外国法人 2.2. モンゴル国内にて収益を得る外国法人	1. 配当金 2. 貸付利子及び保証発行手数料 3. 手数料 4. リース利子所得、管理費として支払った 5. 賃貸料 6. 有形及び無形資産の貸与による所得 7.*モンゴル国内に施行した事業、提供したサービスによる所得 8. 駐在事務所が配当金を海外送金した場合。	7.*石炭分野で製品分配契約に基いて当該国において事業を営む当該国内に常在しない納税者が自ら開けられた製品の販売にかかる増り上げ及び海外へ送金した所得		総所得額	20 20	法人の外国において納付した税金を軽減するには、所得と資産に対する二重課税の回避、脱税の防止のための条約に基づいて決定する	源泉徴収者が徴収し、平日7日以内 毎月の25日まで	

個人所得税法 (簡素式)

	課税所得	免除対象所得なし	課税マニュアル	軽減、免除	課税期間	納付期間	申告期間	納付義務者
1	11. 就業所得: その内:							
2	11.1.1 雇用者と締結した労働契約に定めた通り基本給与、賃金、手当て、報酬、奨励金及び補助金並びにこれらの性質を有するその他の所得	16.1.1 法律の特定規定により付与される年金、手当て、料金、軽減、補償金、一回の無償援助	(所得-社会保険) x 10%	24.1 年間の課税額から84000トゥグルグを軽減する。	月末	翌月の10日以内	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	源泉徴収義務者は申告する。
3	11.1.2 雇用者から従業員、その家族に付与した手当て及びそれに類似する所得	16.1.2 ドナー報酬 16.1.3 出張費 16.1.4 保険金 16.1.5 国債の償還、国債の利子、罰金	所得 x 10%		そのつど	翌月の10日以内	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	源泉徴収義務者は申告する。
4	11.1.3 雇用者から従業員又はその家族に付与したプレゼント	16.1.6 法律に従って支給されている安全作業服及び作業服、解毒剤の代金、それに類似するその他の供給価格	所得 x 10%		そのつど	翌月の10日以内	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	源泉徴収義務者は申告する。
5	11.1.4 取締役会、監査役、非常時委員会及びその他の委員会、作業団員の給与、報酬、奨励金それに類似する所得	16.1.7 災害の際、国際機関、外国政府及び法人、個人からモンゴル国政府及び地方機関、法人、個人に対する援助	所得 x 10%		そのつど	翌月の10日以内	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	源泉徴収義務者は申告する。
6	11.1.5 外国及び国内の企業、個人又は他者から付与された各種報酬、奨励金	16.1.8 在モンゴル外国大使館、領事館、国連、その支店に派遣されて勤務する外国人の給与、手当金 16.1.9 その家族の外国で得た所得 16.1.10 身体障害によって労働能力を50パーセント以上に損失した個人の所得	(所得-社会保険) x 10%		所得を付与することに	翌月の10日以内	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	1. 源泉徴収義務者が納付し、申告する。 2. 納税者が個人所得税納税者登録証明書により精算する。
7	11.1.6 基本職場以外に、法人又は個人と締結した契約を元に事業を請負うことにより得た賃金、報酬、追加金、手当て、それに類似するその他の所得	16.1.11 モンゴル国家勲章及び名称賞、政府賞、モンゴル国人民賞、モンゴル国功労賞、発明賞	(所得-法人税法により控除される費用) x 10%		舞四半期	次四半期の最初月の15日以内	翌年の2月15日以内	納税者が個人所得税納税者登録証明書により精算する。
8	12. 事業所得							
9	12.1.1 医師、法律家、弁護士、建築技師、会計士、教師等の専門で勤務し、得た所得		(所得-法人税法により控除される費用) x 10%		舞四半期	次四半期の最初月の15日以内	翌年の2月15日以内	納税者が個人所得税納税者登録証明書により精算する。
10	12.1.2 個人で請負仕事をした、製品の製造及び販売、サービスの提供等により得た製造及び販売による所得	16.1.12 個人が自らの所得、又は、銀行の借入金で自家を建設又は購入する場合、その代金にかかった30,000,000トゥグルグ未満の所得	(所得-法人税法により控除される費用) x 10%	24.5 穀物、ジャガイモ、野菜、果実、果実類、飼料用穀類を生産した場合、課税金額を50%に減税する。	舞四半期	次四半期の最初月の15日以内	翌年の2月15日以内	納税者が個人所得税納税者登録証明書により精算する。
11	12.2 一時的な事業による所得は事業所得に該当する。	26.1.5 企業及び機関と労働契約により勤務している納税者は、本法の第16.1.2条、第24.6条に規定された軽減を受ける場合、税務機関が雇用者と年末税金精算を行なうとき上記の軽減を納税者の課税所得から控除する。	1. 所得額 x 10% 2. (所得-法人税法により控除される費用) x 10%		1. 舞四半期 2. そのつど	次四半期の最初月の15日以内	翌年の2月15日以内	1. 源泉徴収義務者が納付し、申告する。 2. 納税者が個人所得税納税者登録証明書により精算する。
12	13. 資産所得							
13	13.1.1 賃貸所得		(所得-賃貸関連のメンテナンス費) x 10%		そのつど	次四半期の最初月の15日以内	翌年の2月15日以内	納税者が個人所得税納税者登録証明書により精算する。

14	13.1.2 ロイヤリティー所得	免除対象所得なし	所得 x 10%	軽減なし	そのつど	翌月の10日以内	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	源泉徴収義務者は申告する。
15	13.1.3 配当所得		所得 x 10%		そのつど	翌月の10日以内	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	源泉徴収義務者は申告する。
16	13.1.4 利子所得		所得 x 10%		そのつど	そのつど	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	源泉徴収義務者は申告する。
17	13.1.5 所有又は保有する資産を他者に使用させることにより得た所得		所得 x 10%		舞四半期	次四半期の最初月の15日以内	翌年の2月15日以内	納税者が個人所得税納税者登録証明書により精算をする。
18	19.2 企業が解散される際、納税者に割り当てられた所得		(所得- 出資時の費用) x 10%		そのつど	そのつど	翌年の2月15日以内	納税者が個人所得税納税者登録証明書により精算をする。
19	14. 資産販売による所得							
20	14.1.1 不動産販売による所得	免除対象所得なし	所得額 x 2%	軽減なし	そのつど	次四半期の最初月の15日以内	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	1. 源泉徴収義務者が納付し、申告する。2. 納税者は個人所得税納税者登録証明書により精算をする。
21	14.1.2 動産販売による所得		(売上-購入価格、関連費) x 10%		舞四半期	次四半期の最初月の15日以内	翌年の2月15日以内	納税者が個人所得税納税者登録証明書により精算をする。
22	14.1.3 株式、有価証券売却による所得		(売却価格 - 購入価格) x 10%		舞四半期	次四半期の最初月の15日以内	翌年の2月15日以内	納税者が個人所得税納税者登録証明書により精算をする。
23	他所得に対する課税所得の確定							
24	22.1.1 科学・文学・芸術品製作者、発明家、デザイナーの報酬、スポーツ、芸能イベントの主催、出席による所得、それに類似するその他の所得	免除対象所得なし	所得額 x 5%	軽減なし	そのつど	翌月の10日以内	翌年の2月15日以内	1. 源泉徴収義務者が納付し、申告する。2. 納税者は個人所得税納税者登録証明書により精算をする。
25	22.1.2 芸能イベント及びスポーツの賞与、ナードム（男の三つの祭典）優等品による所得		所得額 x 5%		そのつど	翌月の10日以内	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	源泉徴収義務者が申告する。
26	22.1.3 賭博、クイズ、富くじからの所得		所得額 x 40%		そのつど	翌月の10日以内	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	源泉徴収義務者が申告する。
27	22.1.4 間接所得		所得額 x 40%		そのつど	翌月の10日以内	四半期の最初月の20日、翌年の2月15日以内	1. 源泉徴収義務者が納付し、申告する。2. 納税者は個人所得税納税者登録証明書により精算をする。
28	8.1.5 遊牧民世帯、家畜を有する者の家畜数に対し(ウランバータル市、ダルハン市、エルデネット市、トゥブ県-100トウグルグ、バヤン・ウルギー県、ウブス県、ホブド県、ゴビ・アルタイ県、ザブハン県-50トウグルグ、その他の県には75トウグルグ)の税金を課する。		家畜数は羊頭で確定される：牛、馬=羊5匹、ラクダ=羊2匹、山羊=羊1.5匹		24.2. 遊牧民世帯の構成員ごとにそれぞれ羊20頭数で免除する。24.3. 遊牧民世帯が井戸を掘り抜いた場合、当年度の課税額に相当する金額で軽減する。	そのつど	7月15日、12月15日以内に二つに分けて納付する。前払いは可能。	翌年度の2月15日以内

付加価値税(VAT) (簡素式)

事項	納税者	付加価値税対象商品、事業、サービス	控除対象商品、事業、サービス	控除、還付
A	B	C	D	E
	<p>1.5.1 モンゴル国内にて商品を輸入、輸出したもの、商品を生産及び販売した、請負仕事、サービスを提供した個人、法人が付加価値納税者である</p> <p>2. 売上額が1000万Tgに達したあるいは当該金額を超過した外国法人の駐在事務所</p>	<p>7.1 法律に他の規定がなければ、下記の商品、事業、サービスに対し付加価値税が課税される。</p> <p>7.1.1 モンゴル国内にて販売されたすべての商品、</p> <p>7.1.2 販売、利用及び使用を目的でモンゴル国内から海外へ輸出した各種商品、</p> <p>7.1.3 販売、利用及び使用を目的でモンゴル国内から海外から輸入した各種商品</p> <p>7.1.4 モンゴル国内にて請け負った仕事、提供したサービス、</p> <p>7.3 下記の事業を“商品の販売”とする</p> <p>7.3.1 企業及び特定な事業経営許可を売却する</p> <p>7.3.2 納税者が貿易、生産、事業、サービスを取り止めにし、付加価値税納税者登録抹消する時点で事業経営資産から個人用に商品を取り残す、</p> <p>7.3.3 商品に対し、本法の第14条の規定に基づいて課税控除をする</p> <p>7.3.4 債務を返済を商品で行う</p> <p>7.3.5 定住民でない個人がモンゴル国籍者、企業の発注で商品を販売した。</p> <p>7.4 下記の事業を“提供したサービス”とする。</p> <p>7.4.1 電力、暖房、ガス、水道、下水、郵便、通信及びその他サービス</p> <p>7.4.2 商品の賃貸及びその他の形で他人に所有、使用させる、</p> <p>7.4.3 ホテル及び同類の建物の中にスペースを賃貸する、あるいはその他の形で他人に所有、使用させる</p> <p>7.4.4 建物を賃貸、あるいはその他の形で他人に所有、使用させる。</p> <p>7.4.5 建物以外の不動産及び動産の賃貸、あるいはその他の形で他人に所有、使用させる。</p>	<p>13.1.1 税関機関が承認した、旅客に無税通関を許可した個人用品</p> <p>13.1.2 モンゴル国内に常時在留する外国大使館、領事館、UN機関、その支所に輸入した商品</p> <p>13.1.3 モンゴルの海外在留大使館、領事館及びその職員の個人消費用に購入した商品、仕事、サービスを当該国にて課税免除している場合、当該国からモンゴル国駐在大使館、領事館の公務及用、あるいはその職員の個人用にモンゴル国内にて購入した商品、仕事、サービスを免除する</p> <p>*1万Tg未満の商品、事業、サービスの1回の購入は本法の規定外である。*</p> <p>外国大使館・領事館及びその職員に本法の13.1.3に規定した軽減をする場合、納付した税額の還付方式を用いる。</p> <p>13.1.4 外国政府、非政府機関、国際人道機関から無償資金及び人道的支援により提供された商品、</p> <p>13.1.5 身体障害者に対する特別用途の器具</p> <p>13.1.6 防衛機関、警察機関及び国防用、裁判所判決施行機関用に輸入した特別用途の機械、兵器</p> <p>特別用途でない車両の輸入は当該規定外である。</p>	<p>14.1.1 生産、サービスを目的に購入した商品、請負仕事、提供したサービスに対して支払った</p> <p>14.1.2 販売、生産及びサービスを目的に直接自分で輸入した商品、仕事、サービスに対して支払った;</p> <p>14.1.3 付加価値税納税者登録を行う際、商品、仕事、サービスを付加価値税込みで購入した場合、合計額より支払い付加価値税額を控除する。</p> <p>14.1.4 家畜業、農業を営む個人、法人が自分で栽培した、初期加工されてない肉、ミルク、皮革、穀物を国内生産者へ販売した場合、販売価額の中に10%の付加価値税が含まれているとし、買取手が納入する付加価値税を当該割合で控除する。</p> <p>14.2 本法の14.1.4に規定された原料・材料を輸入した、あるいは購入し再販売(仲介)した場合、付加価値税控除はしない。</p> <p>14.3 買い手が売り手に対して付加価値税を含めて支払いをしたことが請求書、領収書及び会計上のその他で証明されない場合、控除を認めない</p> <p>14.4 次の商品、仕事、サービスの輸入、購入の際に支払った付加価値税は購入者の納税すべき総額より控除しない</p> <p>14.4.1 乗用車、その部品、スペアパーツ</p> <p>14.4.2 個人用及び従業員用に購入した商品、サービス</p> <p>14.4.3 本法の第13条に規定された生産業、サービス用に輸入した。あるいは購入した商品、仕事、サービス</p> <p>14.5 乗用車、その部品、スペアパーツの販売を営むことを各自の契約、定款で定め、これにより事業を行う付加価値税納税者法人には本法の14.4.1規定は無効である。</p>

概念	<p>7.4.6 新作品、商品のモデル、有益なデザイン、著作権に関係する作品、商標、ノウハウ、資産情報の譲渡、賃貸、売却</p> <p>7.4.7 有償くじ引きの発行、有償クイズ、博打、仲介サービスの提供</p> <p>7.4.8 債務返済を請負仕事、サービス提供する方法で行う</p> <p>7.4.9 定住民でない個人がモンゴル国籍者、企業の委託で請負仕事、サービスを提供する</p>	<p>13.1.7 民間航空機、その部品</p> <p>13.1.8 住宅用に使用している建物及びその一部の売却に関する所得</p> <p>販売目的で新規建設した住宅やその分譲は本法の13.1.8規定外である。</p> <p>13.1.9 石油分野にて政府との商品分割契約に基づいて石油探査、開発、利用を目的で輸入する機械、機材、機器、原料、部品、燃料；</p> <p>13.1.10 医療用の血液、臓器</p> <p>13.1.11 液体燃料、その容器、機材及び特別用途の機械、機材、機器、器具</p> <p>当該規定対象商品のリストは政府が決定する。</p>		<p>14.6 税務署は本法の14.1規定に従え、月間の控除対象額が当該期間で納付すべき付加価値税総額を超えた場合、下記の通りに調整する。</p> <p>14.6.1 次月、次四半期、次年度の納付付加価値税へ繰り延べ清算する</p> <p>14.6.2 法律に基づいて国家予算、あるいは地方予算へ納入される他種税目の納付へ振り替え清算する</p> <p>14.7 生産、サービスを目的で輸入及び購入した商品、仕事、サービスの一部を付加価値税対象となる生産、サービスに、残りを付加価値税免除対象となる生産、サービスに、すなわち課税しない用途で使用した場合、付加価値税対象となる生産、サービスに使用した分のみを控除する</p>
1. 年間売上が1千万Tg以上	<p>VATの課税点、登録</p> <p>7.4.10 自分の不当な行為に対し他人に支払った利子、罰金、</p> <p>7.4.11 事業、サービスに対し、本法の第14条の規定に基づいて課税控除する</p> <p>VATの0税率</p> <p>12.1.1 販売を目的にモンゴル国から輸出した、税関手続きをした商品</p> <p>12.1.3 国内から海外へ及び海外から国内への運搬した、あるいはモンゴル国を通過して海外へ運搬した顧客、貨物輸送サービス</p> <p>12.1.4 サービス提供時にモンゴル国内にいなかった外国人及び法人に対するサービス(課税免除対象サービスを含め)</p> <p>12.1.5 国際フライトを実施する国内外の航空便に対するフライト誘導、機械及び燃料サービス、掃除、便内の顧客、フライトアテンダーに対する、食事、機内販売、飲料サービス</p>	<p>13.1.12 海外へ印刷発注したモンゴル国通貨</p> <p>13.1.13 販売した金、</p> <p>13.1.14 販売した新聞</p> <p>13.6 下記のサービスは付加価値税免税する。</p> <p>13.6.1 外貨両替</p> <p>13.6.2 お金の受取、振込み、請求書、手形、預金口座に関する銀行サービス</p> <p>13.6.3 保険、二重保険、資産登録サービス</p> <p>13.6.4 有価証券、株の発行・譲渡・買取及びこれらを認定するサービス、</p> <p>13.6.6 社会及び健康保険ファンドを保持した利子の提供、振込みサービス</p> <p>13.6.7 銀行及び金融サービスの金利、配当金、融資保証書の手数料及び保険契約の手数料の支払い、</p> <p>13.6.8 住宅用に建設された建物及びその部分的な賃貸</p> <p>13.6.9 教育及び専門研修を行う許可を有する個人、法人が営む規則上に規定された教育、専門研修提供サービス</p> <p>13.6.10 医療サービス</p> <p>医薬品、薬、医療機器の販売、生産は本法の13.6.10規定外である。</p> <p>13.6.11 宗教機関のサービス</p> <p>13.6.12 政府及び実施機関が提供する公的サービス</p>	<p>15. 付加価値税の還付</p> <p>15.1.1 付加価値税の過剰納付のある納税者は租税清算・税務申告時に所轄税務署へ還付申請をする</p> <p>15.1.2 本法の13.1.3に規定された大使館、領事館及びその職員は当該月間で国内にて購入した商品、仕事、サービスへ支払った付加価値税の還付申請を関係書類と一緒にの次月10日までに国税庁本庁へ提出する</p> <p>15.1.3 所轄税務署は本法の15.1.1に規定された申請を受理後、平日15日以内に確認し、申請金額を確定し、提言書を国税庁へ送付する</p> <p>15.1.4 国税庁本庁は本法の15.1.2、15.1.3規定に基づいて送付された提言書、申請書を受理後、平日7日以内に内容確認・検討し、還付額を確定し、納税者へ書面で通知する。納税者の名前、レジスター番号、取引銀行の口座番号、還付額、債務総額等を確定した書類を平日2日以内に財務担当国家機関へ送付する</p> <p>15.1.5 財務担当国家機関は本法の15.1.4に規定された送付書類を受理後、平日45日以内に還付する。</p> <p>15.2 付加価値税の控除、還付及びこれらの会計上の処理に関する関係を調整する規則は財務担当内閣員が承認する</p> <p>15.3 還付する付加価値税は国家予算の一部であり、当該月、四半期、年間にて国家予算へ納入される各種税金の30%を超えない。</p>	<p>15.1.1 付加価値税の過剰納付のある納税者は租税清算・税務申告時に所轄税務署へ還付申請をする</p> <p>15.1.2 本法の13.1.3に規定された大使館、領事館及びその職員は当該月間で国内にて購入した商品、仕事、サービスへ支払った付加価値税の還付申請を関係書類と一緒にの次月10日までに国税庁本庁へ提出する</p> <p>15.1.3 所轄税務署は本法の15.1.1に規定された申請を受理後、平日15日以内に確認し、申請金額を確定し、提言書を国税庁へ送付する</p> <p>15.1.4 国税庁本庁は本法の15.1.2、15.1.3規定に基づいて送付された提言書、申請書を受理後、平日7日以内に内容確認・検討し、還付額を確定し、納税者へ書面で通知する。納税者の名前、レジスター番号、取引銀行の口座番号、還付額、債務総額等を確定した書類を平日2日以内に財務担当国家機関へ送付する</p> <p>15.1.5 財務担当国家機関は本法の15.1.4に規定された送付書類を受理後、平日45日以内に還付する。</p> <p>15.2 付加価値税の控除、還付及びこれらの会計上の処理に関する関係を調整する規則は財務担当内閣員が承認する</p> <p>15.3 還付する付加価値税は国家予算の一部であり、当該月、四半期、年間にて国家予算へ納入される各種税金の30%を超えない。</p>
4. 所得や投資は会計法、国際会計基準に基づいて記帳する				

	<p>5. 所得額が1000万Tgに達していない場合、所轄税務署が当該納税者を納税者登録より抹消</p>	<p>12.1.6 モンゴル政府、中銀の発注によって国内にて生産したコイン、メダル等</p>	<p>13.6.13 車両法 の3.1.11に規定された運輸サービス、 13.6.14 観光業を営む法人が外国の観光機関と契約を締結し、観光客の受け入れ、提供サービスの規格化、広報、必要書類の作成等外国観光客に対数する各種サービス 本法の13.6.14に規定されたサービスには観光客に対するツーリストキャンプやレストラン、運搬、ガイド、ホテルサービスは対象外である。 13.7.年間1千万Tg及び以下の売上を有する生産、事業、サービスを営む(輸入業者を除く)法人は付加価値税免除となる。 13.11 商品、仕事、サービスを生産工程にて使用する以外に、他人への無償式譲渡及び個人用に使用した場合付加価値税免除しない。</p>	<p>15.4 本法の6.9に規定されたものは付加価値税控除、還付を受ける権利を有する。 15.5 独自で生産した商品を輸入した場合、還付は毎月、その他の納税者の還付は四半期に一回、国家予算から還付する</p>
<p>確定方法</p>	<p>(C列 -D列-E列) 及び</p>	<p>法人税を確定した所得から -付加価値税法上の控除対象所得を差し引き、当該法に規定された買い上げに対して支払ったVAT額を差し引いて算定する。</p>		
<p>税率</p>	<p>11.1 本法に他の規定がなければ、付加価値税を輸入、生産、販売した、請負った仕事、提供したサービスの課税算出評価額の10%で課税する。 11.2 本法の本法の第12条に規定された商品、仕事、サービスに対する付加価値税率は“0”である</p>			
<p>申告時期</p>	<p>納税者は商品、事業、サービスに対して課税確定したVATを次月の10日までに指定口座へ振り込み、規定様式に基づいてVAT申告書を作成し、所轄税務機関へ提出する。</p>			

法律有効期間

税法や社会保険法の施行法
2007年12月
28日承認
2008年1月1日から有効となった
7条
政府月間誌
2008.2.14 № 6

施行期間	対象とする期間
2008年1月1日から	2008年1月1日以前の期間
2008年7月1日まで	納税者登録をしてないが課税対象所得、資産を隠匿した。
/6ヶ月間 /	

個人、法人の課税対象所得及び所得外の課税対象物の申告時に必要な書類

- 対象税目
- * 個人所得税
 - * 法人所得税
 - 不確定所得性事業経営者所得税
 - * 付加価値税
 - * 関税
 - * 特別税
 - ソリン、ディーゼル燃料税
 - * 銃砲税
 - * 不動産税
 - * 車両及び自動車税
 - * 社会保険料

- * 国民登録証明書の写し
- * 法人登録証明書の写し
 - * 不動産登録証明書
 - * 銃砲所有証明書
 - * 車両、自動車の登録証明書
 - * VAT納税者証明書
 - * 申告する課税対象所得及び所得外の課税対象物の数量(預金通帳及び口座の写し)
 - * 不動産登録してない不動産の場合、当該不動産の住所特定する書類

新規に確定申告(訂正)した所得に

***課税額**

***利子**

金

追徴しない。

***罰**

申告様式

諸表(訂正版) 財務大臣が承認した財務諸表様式Aにて

*** 税務申告書(訂正)** 国税庁長官が承認した申告書と解説書

***財務**

法規定	納税者が受ける利益	免除される責任・義務	
2008年1月1日以前に納税者及び雇用者登録をした、あるいは登録していないが、本法が有効となった日以降の6ヶ月以内に所轄税務機関、社会保険機関に行為で登録した場合	* モンゴル国憲法に規定された国民としての責任を本来の意味で執行できる。	付加価値税法	付加価値税法の17.1に規定されたペナルティー、すなわち 17.1.1 "... 03%で計算し利子を課する", 17.1.2 "... 罰金を課する
	* 政府が納税者を信用している唯一の機会である	プロセス法	プロセス法の 42.1.1に規定されたペナルティー "... 個人は 10000-20000, 管理職は 30000-60000Tgの罰金を課する
	* 課税対象所得を正当に申告することは国の発展や子供の将来に対する貢献である。	行政責任法	行政責任法の第 44 条に規定されたペナルティー、すなわち "... 500-10000Tgの罰金を課する".
	* ビジネス活動を法律に沿った形で最新のにスタートする機会を政府が提供している。	刑事法	刑事法の第167条に規定されたペナルティー、すなわち "... 資産の没収... 最低賃金の200-250 倍の罰金を課する, 3-6ヶ月間の逮捕、あるいは3年までの懲役", "... 資産を没収し、5-8 年間の懲役...", "資産の没収、あるいは没収しないで最低賃金の100-150 倍の罰金を課する、あるいは 3-6ヶ月間の逮捕、捕虜にする..."
2008年01月1日以前に、前会計期間に得た課税対象所得及び所得外の課税対象物、社会保険料の対象となる所得を隠匿したが、本法が有効となる日から6ヶ月間の間に財務諸表や社会保険申告書を新規に作成し、所轄税務機関、社会保険庁の所轄支所へ好意的に申告した場合	* 不法行為をしたという精神的な悩みから開放される。 * ビジネスをリスクなしで公開した形で経営できるようになる。	一般税法	一般税法の 13.1 規定である "... 所得を隠匿、好意的にごまかした場合、当該所得の課税対象所得分に相当する罰金を課する, ... 課税額を追徴し、追徴額に相当する罰金を課する、... 課税額を追徴し、滞納期間の日数を追徴税額の1%でかけた利子を課する..."